

介護等体験の趣旨の理解に関する検証

Verification about the understanding of the purpose of the experience such as care

大林 恵子* ・ 紅山 修**
 OBAYASHI Keiko BENIYAMA Osamu

要旨：介護等体験が「小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教職員免許法の特例等に関する法律（平成9年（1997年）法律第90号）により平成10年（1998年）から実施されて15年になる。大学時代に特別支援学校で介護等体験を経験した教員が学校現場で指導するにあたり、介護等体験の趣旨を十分に理解・認識し、自己の資質向上に寄与したものであるかを調査し、教員養成における介護等体験の意義と制度のあり方を検証する。

キーワード：介護等体験、趣旨、神戸親和女子大学、兵庫県国公立特別支援学校

I はじめに

小学校及び中学校の教諭の普通免許状取得にあたって「小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教職員免許法の特例等に関する法律（平成9年（1997年）法律第90号）により、「義務教育に従事する教員が個人の尊厳及び社会連帯の理念に関する認識を深めることの重要性にかんがみ、教員としての資質の向上を図り、義務教育の一層の充実を期する観点から、小学校又は中学校の教諭の普通免許状の授与を受けようとする者に、障害者、高齢者等に関する介護、介助、これらの者との交流等体験を行わせる措置を講じる」ことになっている。これが「介護等体験」である。

平成10年（1998年）度から介護等体験が実施され、「施行規則第1条」及び「施行についての通知」で介護等体験の期間は原則として特別支援学校2日間、社会福祉施設等5日間となっており、いわゆる社会的弱者との介護、介助、交流体験が主な活動内容である。この活動が教員になった際に自己の教育活動に生かされてこそ、趣旨が理解・認識されていたと判断できる。

検証にあたっては、特別支援学校での介護等体験について（1）介護等体験を平成24年度に終えた学生、（2）介護等体験を経て教師になった現職の教員、（3）介護等体験の学生を受け入れている特別

支援学校長の3者に対して介護等体験に係るそれぞれの立場での意識調査を行い介護等体験の制度についての課題を明らかにした。

II 調査対象・回答数

調査対象は神戸親和女子大学3回生（児童教育学科・ジュニアスポーツ学科・総合文化学科）、介護等体験の経験のある兵庫県国公立特別支援学校教員、兵庫県公立特別支援学校長（学校名は設置者（地方自治体）によって名称が定められ、養護学校等の名称のところもあるが「特別支援学校」で統一表記する。）

調査対象	調査	回答数	有効回答	調査時期
神戸親和女子大学3回生	A	100名	93名	平成25年1・2月
兵庫県国公立特別支援学校教員	B	395名	393名	平成25年2月
兵庫県公立特別支援学校長	C	38名	38名	平成25年2月

III 調査結果と分析

1 調査A（神戸親和女子大学3回生）

A-Q1 体験先の特別支援学校名を覚えていますか
 この質問では、体験先の学校名がどの程度記憶に残っているかを知るため特別支援学校名の記入を求めた。平成24年度の介護等体験は平成24年5月から

* 神戸親和女子大学 ** 兵庫県立阪神特別支援学校

10月の間に実施され、1年を経っていないのに、正確な回答は76.3%であった。間違っていたのは、その学校が兵庫県立なのか神戸市立なのか不明もしくは曖昧に覚えていたものである。ちなみに特別支援学校教諭免許取得を目指す学生44名の回答では、40名91%が正確に答えていた。それ以外の学生49名中正確だったのは31名63.3%で、特別支援教育への意識の相違が明確に出た。

回答	正確に回答	不正確な回答	覚えていない	計
人数	71	16	6	93
%	76.3%	17.2%	6.5%	100%

A-Q 2 体験先の特別支援学校の主な障害種別

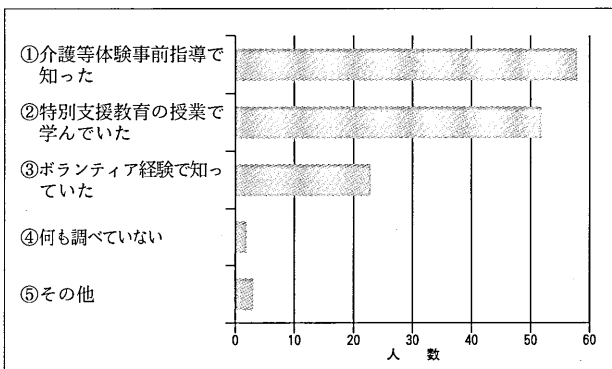
特別支援学校の障害種別は、視覚障害、聴覚障害、知的障害、肢体不自由、病弱があり、学校設置者(自治体)が決めて、公に示されている(兵庫県教育委員会HP参考)。この質問では、A-Q 1で正確に回答した場合に、障害種別の正否を判断した。学校名が正確だった71名中56名が正しく認識できていた。調査対象93名中56名は63%であり、1年を経っていないのに全体比率としては障害種別の認識度は低いと判断する。

A-Q 3 事前に、特別支援学校のHP等で学校の様子を調べましたか。(複数回答可)

	人数	比率(93人中)
①HPをみた	59	54.9%
②ボランティアで行ったことがある	11	11.8%
③なにも調べていない	28	30.1%

介護等体験に臨む姿勢を問う質問の一つである。事前指導において、必ず体験先の学校のことをHPで調べるよう指導したにもかかわらず、約3割の学生が何の予備知識を持たずに行っており、今後の事前指導の課題ととらえる。

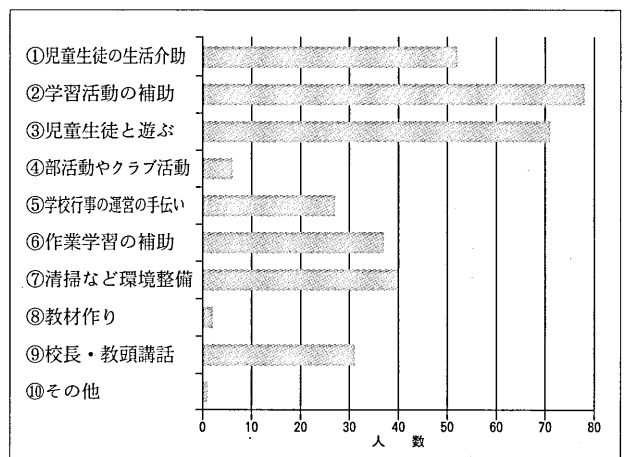
A-Q 4 事前に、障害特性について調べましたか。(複数回答可)



これも介護等体験に臨む姿勢を問う質問の一つである。「①介護等体験事前指導で知った」のは58名(62.4%)、「②特別支援教育の授業で学んでいた」52名(55.9%)、「③ボランティア経験で知っていた」のは23名(24.7%)である。その他には自身に障害があったり、身近に障害者がいることで特性を理解しているとの回答であった。障害特性について学ぶには、本学では特別支援教育の授業は児童教育学科のみに開講されるものであるから、全学的な視点では事前指導が貴重な授業と考えられる。

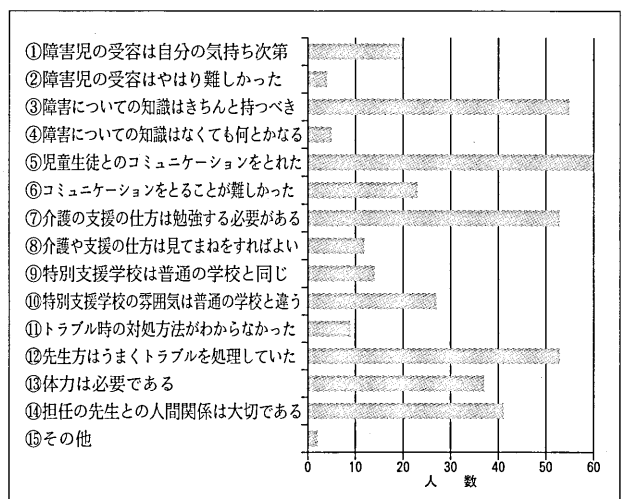
A-Q 5 体験内容についておたずねします。

(複数回答可)



主な体験内容の上位は「学習活動の補助」が78名(83.9%)、「児童生徒と遊ぶ」が71名(76.3%)、「児童生徒の生活介助」52名(55.9%)で、児童生徒との「介護、介助、これらの者との交流等体験」の趣旨が実践されていることが分かる。また、「清掃など環境整備」40名(43.0%)も大切な体験であり、「校長・教頭講話」31名(33.3%)では特別支援教育に関する啓発がなされていると推測される。

A-Q 6 介護等体験を終えて、実際にどのように感じましたか。(複数回答可)



体験をとおして学んだことを「介護等体験を終えて、実際にどのように感じましたか」の質問で探った。回答の上位の「児童生徒とコミュニケーションがとれた」60名(64.5%)は体験前に不安に感じていたが実際には意外とコミュニケーションが取れることを理解したようだ。わずか2日間でも障害のある子どもと関わるには、「障害についての知識をきちんと持つべき」55名(59.1%)、「介護や支援の仕方は勉強する必要がある」53名(57.0%)ことを実感している。この意識が教員となったときにも持っているかまたは動機づけとなって勉強するかどうかで、介護等体験の成果が問われることになる。

A-Q 7 介護等体験の趣旨は、「個人の尊厳及び社会連帯の理念に関する認識を深めることの重要性にかんがみ、教員としての資質の向上を図り、義務教育の一層の充実を期する観点から、小学校又は中学校の教諭の普通免許状の授与を受けようとする者に、障害者、高齢者等に対する介護、介助、これらの者との交流などの体験を行わせる」となっていますが、A-Q 5の体験内容をとおして、趣旨が学べたでしょうか。

(1) 個人の尊厳及び社会連帯の理念に関する認識を深めること

	①介護等体験で意識できた	②あまり意識しなかった	③全く意識しなかった
回答数	59	32	2
比率(93人中)	63.4%	34.4%	2.2%

(2) 障害者、高齢者等に対する介護、介助、これらの者との交流

	①交流が十分図れた	②あまり交流できなかった	③全く交流した気がしない
回答数	82	10	1
比率(93人中)	88.2%	10.7%	1%

介護体験の趣旨である「個人の尊厳及び社会連帯の理念に関する認識を深めること」を理解・認識できたのは59名(63.4%)にすぎない。「あまり又は全く意識しなかった」は合わせると34名(36.6%)になり、A-Q 4で「なにも調べず」行った学生が30.1%であったより多く、それらの学生は介護等体験に目的意識をもって取り組んでいないとも判断できる。その一方で「障害者、高齢者等に対する介護、介助、これらの者との交流」については82名(88.2%)が「交流が十分図れた」と回答しており、

A-Q 6の「児童生徒とコミュニケーションがとれた」(64.5%)という回答からも交流が図れたことが推測できる。

A-Q 8 介護等体験の在り方について、経験をとおして何か意見がありましたらお書きください。

自由記述欄に書かれていた意見は少数だが、「やりがいのある体験である。どのように自立を目指しているかを知る機会になった」「特別支援教育について先生になるために学んでおくべきと感じた」「自分の気持ち次第で学べることは大きく変わってくる」と、非常に意欲的なもので、介護等体験を否定するものはなかった。複数意見として「2日間は短い」があった。

2 調査B (兵庫県国公立特別支援学校教員)

今回、兵庫県内の国公立特別支援学校長にアンケートへ協力を依頼し、41校から協力を頂いた。回答数は、兵庫県の国公立特別支援学校の教諭114名と臨時講師279名の合計393名である。職名の回答が未記入であった2名は有効回答からは除外した。

B-Q 1 体験した特別支援学校名等

この質問では、体験先の学校名と体験年度をどの程度覚えているかを知るため、特別支援学校名と経験年度の記入を求めた。体験年度が平成10年度から平成23年度まで長期間にわたっており、学校名を覚えていない者が20.1%、体験年度を覚えていない者も31.6%に上っていた。

B-Q 2 体験先の特別支援学校の主な障害種別

体験先の特別支援学校の主な障害種別を聞いたが、平成19年度以降、複数障害に対応する特別支援学校もあった。特別支援学校は知的障害に対応している学校が多いことから、介護等体験においても58.9%が知的障害特別支援学校で体験していた。

B-Q 3 介護等体験は大学何年生で行きましたか。

介護等体験の年度は大学3年生が48.6%、大学2年生が20.9%、大学4年生が13.5%となっていた。

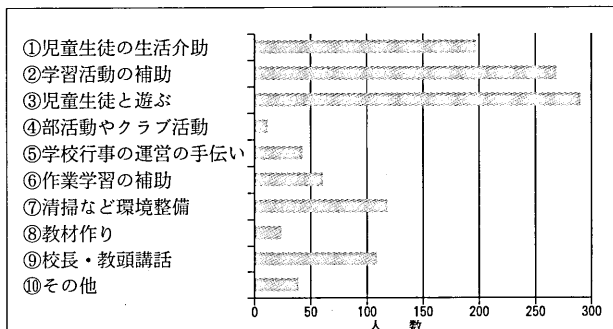
B-Q 4 介護等体験の趣旨は、「個人の尊厳及び社会連帯の理念に関する認識を深めることの重要性にかんがみ、教員としての資質の向上を図り、義務教育の一層の充実を期する観点から、小学校又は中学校の教諭の普通免許状の授与を受けようとする者に、障害者、高齢者等に対する介護、介助、これらの者との交流などの体験を行わせる」とな

っていますが、大学の事前指導では介護等体験の趣旨の説明がありましたか。

	人数	比率(393人中)
①事前指導がなかった	18人	4.6%
②介護等体験の趣旨の説明があった	259人	65.9%
③介護等体験の趣旨の説明があったかどうか覚えていない	109人	27.7%
④介護等体験の趣旨の説明がなかった	7人	1.8%

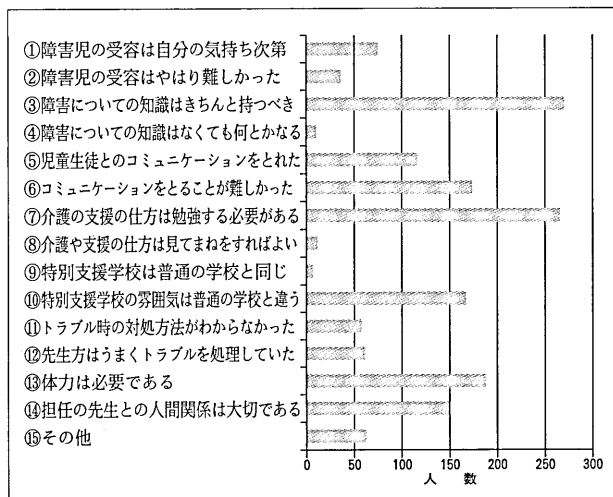
介護等体験の趣旨の説明があったと覚えている者が259名(65.9%)、事前指導がなかったという者が18名(4.6%)である事から、現在は教員となっている者が介護等体験をした大学生であった当時、介護等体験の趣旨が十分学生に伝わっていたとは言えない状況であったと考えられる。

B-Q 5 当時の介護等体験の内容はどのようなものでしたか。(複数回答可)



体験内容の上位は調査Aとほぼ同じで「児童生徒と遊ぶ」が291名(74.0%)、「学習活動の補助」が269名(68.4%)、「児童生徒の生活介助」198名(50.4%)となっていて、児童生徒との「介護、介助、これらの者との交流等体験」の趣旨が実践されていることが分かる。また、「清掃など環境整備」119名(30.3%)や「校長・教頭講話」109名(27.7%)も3割程度が体験している。

B-Q 6 介護等体験を終えて、実際にどのように感じましたか。(複数回答可)



調査Aと同様に、体験をとおして学んだことを「介護等体験を終えて、実際にどのように感じましたか」の質問で探った。調査Aの回答の上位の「児童生徒とコミュニケーションがとれた」は少なかった。「障害についての知識をきちんと持つべき」270名(68.7%)、「介護や支援の仕方は勉強する必要がある」266名(67.7%)が高いことは、介護等体験時にこれらのことに気づき自ら学んで現在、特別支援学校で勤務していることにつながっていると考えられる。特別支援学校で勤務している者の回答であるということではあるが、介護等体験には一定の成果があると考えられる。

その他には62人が記入しており、「体験が楽しかった、児童生徒に感動した」などが14名、「特別支援教育に興味関心を持った、特別支援学校の教員になりたいと思った」が9名あったが、逆に「自分には出来そうにないと感じた」なども10名あった。

B-Q 7 Q 4の質問にある介護等体験の趣旨を、B-Q 5の体験内容等をとおして学べたでしょうか。

(1) 個人の尊厳及び社会連帯の理念に関する認識を深めること

	①介護等体験で意識できた	②あまり意識しなかった	③全く意識しなかった
回答数	120	226	32
比率(378人中)	31.7%	59.8%	8.5%

(2) 障害者、高齢者等に対する介護、介助、これらの者との交流

	①交流が十分図れた	②あまり交流できなかった	③全く交流した気がしない
回答数	237	135	12
比率(384人中)	61.7%	35.2%	3.1%

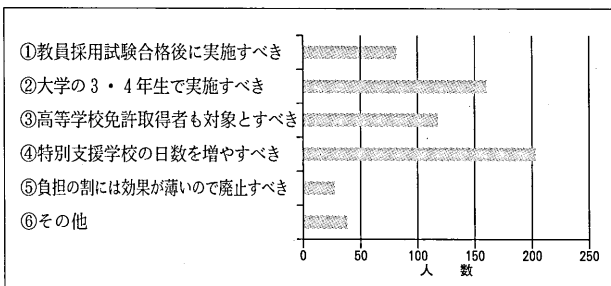
介護体験の趣旨である「個人の尊厳及び社会連帯の理念に関する認識を深めること」を認識できたのは31.7%と調査Aの63.4%と比べて低い状況である。また、「障害者、高齢者等に対する介護、介助、これらの者との交流」については61.7%が「交流が十分図れた」と回答しており、調査Aの88.2%と比べて、こちらも低い状況である。体験直後は趣旨等を認識できたと回答しても、時間がたって振り返れば、現在特別支援学校で勤務している者であっても趣旨の認識は低い状況であることから、介護等体験の趣旨が学んでいるかどうかを評価するには、追跡的な調査が必要と考えられる。

B-Q 8 現在特別支援学校に勤務して、介護等体験の経験が生きていると思いますか。

	①生きている	②どちらとも言えない	③あまり役に立っていない	計
回答数	179	156	51	386
比率(386人中)	46.4%	40.4%	13.2%	100
理由の記載数	165	142	48	355

「どちらとも言えない」と「あまり役に立っていない」を合わせると、53.6%と半数を超えている。理由では、「どちらとも言えない」と回答した者では、「2日間の時間が短い」が62名、「現在勤務している学校の障害種別と体験先の学校の障害種別の違い」が27名で、「あまり役に立っていない」と回答した者では、「期間が短い」が16名、「児童生徒とあまり関わることがなかった」が10名、「意識していなかった」が10名、「実際の学校と介護等体験は違う」が6名であった。「生きている」と回答した者では、「特別支援学校で働こうと思った」が44名、「特別支援教育に興味関心を持った」が16名、「接し方を学んだ」が46名であった。

B-Q 9 毎年、特別支援学校では介護等体験に多くの学生を受け入れています。その中には、将来、教職を目指すない免許取得のためだけの学生がいたりして、対応に苦慮している面もあります。このことを踏まえて介護等体験の在り方について考えをお聞かせください。



回答は2つ以下を選択することとしたので、回答数は630となっている。多いものは、「特別支援学校での2日間は短いので、日数を増やして体験内容を深めるべき」が203名(51.7%)、「教職課程をある程度学んだ大学の3・4年生で実施すべき(短大は2年生で)」が161名(41%)、「小・中学校の義務教育免許だけでなく、高等学校免許取得者も対象とすべき」が118名(30.0%)となっている。「教員採用試験後に実施すべき」も82名(20.9%)あった。

その他には38名が記入しており、「介護等体験は必要、体験をして欲しい」などが10名、「事前指導

の充実」などが6名、「不合格もつけるべき」などが4名などの意見があった。

B-Q 10 介護等体験の在り方について、経験をとおして何か意見がありましたらお書きください。

介護等体験の在り方について、介護等体験を経験して現在特別支援学校で勤務し、介護等体験で学生を受け入れる側になっている教員としての意見を求めた。177名(45.0%)が意見を記入している。

「事前指導の徹底が必要」が30名、「体験は貴重だった、特別支援学校を知ることが重要」が38名、「日数増が必要、2日間では短すぎる」が44名、「受入側の特別支援学校でも内容等の改善が必要」が29名、「学生の意識の差が大きい」が21名、「制度の検討が必要」が6名、「教職を目指す者に限定する」が6名、「評価を厳しくする」が5名などの意見があった。

3 調査C (兵庫県公立特別支援学校校長)

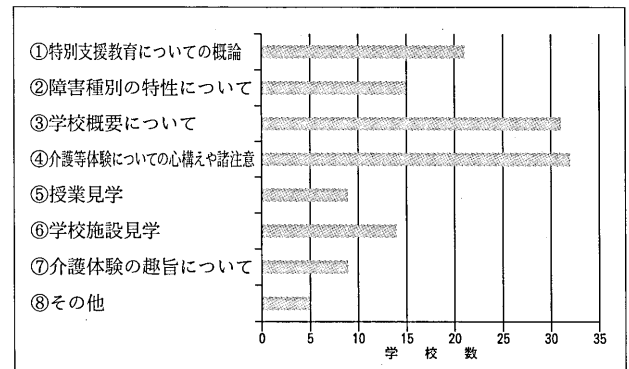
兵庫県内国公立特別支援学校長(43校)に依頼し、公立特別支援学校38校(88.4%)から回答を得た。

C-Q 1 今年度の介護等体験の受け入れ予定大学数及び人数をお答えください。

本年度の受け入れ状況について、回答38校中35校から回答を得た。

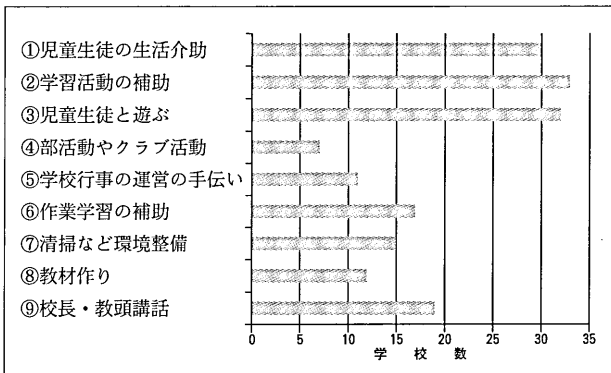
	大学数			人数			
	平均	最大	最小	平均	最大	最小	合計
前期	11.0	22	3	61.9	216	6	2,351
後期	7.6	18	2	25.3	74	2	962

C-Q 2 介護等体験期間中にオリエンテーションを設定している場合、その内容をお答えください。



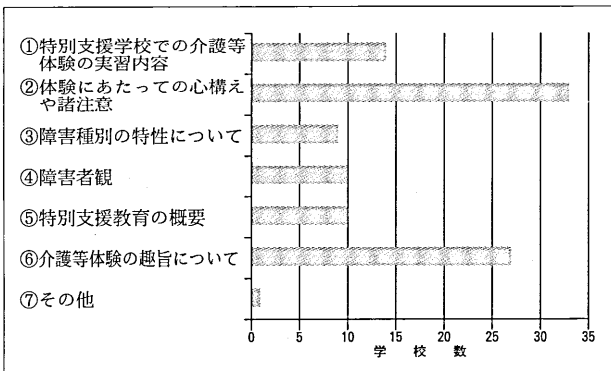
38校中37校がオリエンテーションを設定し、介護等体験についての心構えや諸注意をオリエンテーションの内容としていることがわかる。わずか2日間であるが、実のある体験となるよう、また受け入れた特別支援学校としての責務を果たせるように配慮した内容といえる。

C-Q 3 介護等体験の内容はどのようなものですか。(複数回答可)



38校の回答の内容としては、学習活動の補助や児童生徒と遊ぶ、児童生徒の生活介助などが30校以上で取組まれており、実際に体験生が児童生徒と触れ合うことを重視していることがわかる。

C-Q 4 介護等体験の事前指導として、大学で指導して欲しい内容を3つあげてください。



37校から回答があり、体験にあたっての心構えや諸注意をあげているのが33校で、各学校では態度等について課題がある学生がいることから、大学での事前指導を求めていることがわかる。

C-Q 5 介護等体験の受け入れにあたって、学生の態度等で課題となった例がありましたらお書き下さい。

31校から回答があり、各学校が体験生の課題としてあげた例は、無断欠席が7校、遅刻が5校、指示が守れないや態度が不適切が13校、忘れ物が4校、服装の乱れや身だしなみが10校などである。事前に実施要項で伝えているにもかかわらず、最低限のマナーや態度ができていない学生への対応に苦慮している状況がわかる。

C-Q 6 介護等体験の趣旨は、「個人の尊厳及び社会連帯の理念に関する認識を深めることの重要性にかんがみ、教員としての資質の向上を図り、義務教育の一層の充実を期する観点から、小学校又は中学校の教諭の普通免許状の授与を受けようと

する者に、障害者、高齢者等に対する介護、介助、これらの者との交流などの体験を行わせる」となっていますが、これらの趣旨について、現在の介護等体験において、成果が上がっていると思われませんか。

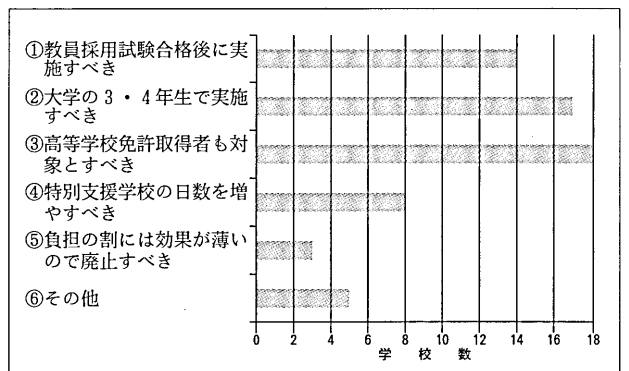
①あがっている	13校
②あがっていない	5校
③どちらとも言えない	20校

①「あがっている」の理由は、「体験をするという意味では意義がある」、「視野が広がる」、「特別支援教育に対する意識を高めることができている学生も多くいるような実感がある」などであった。

②「あがっていない」の理由は、「福祉機関と教育機関を同じくくりで体験させるのは疑問」、「形式性が強い、こなすことで終わっている」、「障害の重度重複化により、日常生活介助の多くの部分を体験することが難しくなっている」などであった。

③「どちらとも言えない」の理由は、「2日間の体験で成果を上げるのは難しい」、「個々の実習生の状況により異なる」、「意欲的な学生とそうでない学生との個人差が大きい」、「直後の聞き取りで学生たちは良好な感想を述べるが、実態、本音は追跡しないと評価できない」などであった。

C-Q 7 毎年、特別支援学校では介護等体験に多くの学生を受け入れています。その中には、将来、教職を目指さない免許取得のためだけの学生がいたりして、対応に苦慮している面もあります。このことを踏まえて介護等体験の在り方について考えをお答えください。(①から⑥までの中から2つ以下を選んでください)



その他の意見は、「安易に証明書を渡さない」、「兵庫県の教員採用試験を受験する者に限定して受け入れるべき」などであった。

C-Q 8 介護等体験の在り方について、何か意見がありましたらお書きください。

26件の意見があり、主なものは、「大学で最低限の基礎知識や心構え等を十分指導してから体験に参加させるようにしてほしい」など、大学での指導の充実を求める意見が12件、「人数が多すぎる。学生を精選してほしい」など、人数の多さで対応が困難という意見が4件、「障害のある人への理解推進ということでは有意義」など、介護等体験に意義があるという意見が3件であった。

IV 考察とまとめ

調査A、調査B、調査Cの分析結果から、介護等体験の意義を否定する意見は少なく、障害児者の理解という点で意義があると考えられるが、調査Cではその成果を疑問視している校長が多い。現制度が変更にならない限りやるからには効果があるものとすべきを前提とするべきであろう。

介護等体験の趣旨を理解・認識して取組み、有意義なものとするには、送り出す大学の事前指導と受け入れる特別支援学校が準備するプログラムの構成が大きなカギとなる。どのような学びの場でも、C-Q5「介護等体験の受け入れにあたって、学生の態度等で課題となった例」が示すように、学ぼうとする姿勢がある者とならない者の意識の差が、当然その成果に影響を与える。

このことを踏まえて今後の介護等体験のあり方として以下のことが考えられる。

(1) 大学における事前指導の徹底

趣旨の理解において、A-Q7・B-Q7の回答から「個人の尊厳及び社会連帯の理念に関する認識を深めること」に比べて大学生・教員共に「障害者、高齢者等に対する介護、介助、これらの者との交流」のほうが、学べたと回答した率が高い。用語として前者のほうが具体的にイメージしにくいために認識できなかったとも判断できる。事前指導においてA-Q5・B-Q5の体験内容を踏まえて具体的な活動場面を例示して「個人の尊厳」をどのようなことで学ぶか、また、共生社会に生きる一員として、特にインクルーシブ教育システムへの取り組みがなされようとしている現在、教員として「社会連帯の理念」を確実に持つ必要性を認識する体験であることを指導することが必要といえる。

(2) 高等学校教諭免許状取得希望者も対象とする。

介護等体験の趣旨からいえば、義務教育の教員に限ったものではないはずである。C-Q7の校長の回答にあるように「個人の尊厳及び社会連帯の理念

に関する認識を深めること」は高等学校教員にも求められる資質である。教職を目指す学生は全員、介護等体験をして共生社会に生きる一員の自覚をもって子どもたちの前に立ってほしいものである。

(3) 本当に教職に就く意思のある学生のみを対象とする

介護等体験での学生の言動から免許取得のみを目的として介護等体験に臨む学生がかなりの数に上ると推測される。また特別支援学校では年々体験学生が増加し対応に追われる現実がある。そこで本当に教職に就く意思のある学生のみを対象にすべきという意見がB-Q9・C-Q7の回答で特別支援学校にある。意思のある学生が体験すれば、介護等体験の趣旨の理解・認識度の比率が高まることが期待できる。

本学では教育実習と同様に体験先に負担をかけることになるので、「意思を強く持っている者」と明文化しているが、精選できないのが現状である。そこで意見として「教員採用試験の合格者対象とする」案が浮上する。これは制度の見直しにも関わることになる。

(4) 単位としての位置付け

介護等体験は免許取得の要件でありながら、教育職員免許法にある単位ではない。そのためその取り扱いが大学裁量となる。本学での事前指導は授業時数の4コマ分を1日でこなしているが、B-Q4の回答にあるように事前指導をしない大学もある。しかしA-Q6・B-Q6「介護等体験を終えて、実際にどのように感じましたか」の回答で、学生の59.1%、教員の68.7%が「障害についての知識をきちんと持つべき」、また学生の57.0%、教員の67.7%が「介護や支援の仕方は勉強する必要がある」と反省していることから、単位化することで、時間をかけて事前指導を行い、学生の意識の高揚を図ることができる。また、単位とするからには評価が当然伴うので、漫然と教職を目指して介護等体験に取り組む学生の淘汰やC-Q5の学生の態度等での課題の解消につながると期待できる。

(5) 特別支援学校教員の介護等体験の趣旨に対する意識の向上を図る

介護等体験の学生を受け入れている特別支援学校教員も介護等体験の趣旨をきちんと理解する必要がある。各教室で受け入れた学生に何を体験させたいか、その体験を通して趣旨を学ばせることができるかを理解して対応すべきであろう。認識することで、

たとえば、ただ観察だけして子どもと関わろうとしない学生に積極的に話しかけさせる場面設定するなどして交流させるなどが考えられる。

(6) 大学と特別支援学校との連絡会の設置

特別支援学校での介護等体験は調査Cの回答からかなりの負担をかけていることが分かる。学生の問題行動が生じた場合、特別支援学校と大学との個別の対応になっていて、特別支援学校の負担感が多くの大学には伝わりにくい状況にある。本学では巡回訪問して体験時の学生の様子を把握するよう努めているが、巡回訪問する大学は少数とのことを訪問時に校長から聞いている。特別支援学校への学生を割り振っている兵庫県教育委員会が仲立ちとなって、大学と特別支援学校が情報交換する連絡会を設置するなど、介護等体験を実効性のあるものにしていく取り組みが必要である。

V おわりに

ここでは特別支援学校と大学との関係で論述しているが、社会福祉施設での5日間の介護等体験についても様々な課題があることが推測される。

「小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教職員免許法の特例等に関する法律」は国会で十分な論議もされず議員立法で成立したいきさつから、当時から論議を生んでいた。平成19年からの特別支援教育、障害者の権利条約の締結に向け、インクルーシブ教育システム構築について取り組みがなされ社会は大きく変化しつつある。その変化を見据えた介護等体験の在り方の抜本的な制度改革が必要ではないか。

この調査にかかわって、アンケートにご協力いただいた兵庫県国公立特別支援学校長及び教職員の方々、神戸親和女子大学3回生に深く感謝申し上げます。

文献

- ・「小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教職員免許法の特例等に関する法律」平成9年法律第90号
- ・全国特別支援学校長会編「特別支援学校における介護等体験ガイドブック フィリア（新学習指導要領版）」ジエース教育新社 2010年
- ・大林恵子著「特別支援教育の推進と介護等体験のあり方についての一考察」神戸親和女子大学「児童教育学研究」